

## 【フランス】知的所有権侵害の対策を強化する法改正

海外立法情報課 服部 有希

\* 2014年3月11日に、知的所有権侵害に関する制度改正が行われた。これにより、損害賠償制度及び侵害物品の差押手続が改正されるとともに、税関の捜査権限が拡大された。

### 1 立法の背景

フランスでは、2007年に、法律第2007-1544号（注1）により、知的所有権侵害（contrefaçon）の対策に関する大規模な制度改正が行われた。しかし、その後も知的所有権侵害の件数は増加している。さらに、インターネットの発達により知的所有権侵害の態様が多様化するとともに、組織的な犯罪網による国際的な事案も増加した。これにより、被害額が増大しただけではなく、消費者の健康や安全も脅かされている。

そこで、2007年に改正された制度を見直し、現状に即したものとするために、知的所有権侵害の対策を強化する2014年3月11日の法律第2014-315号（注2）が制定された。同法は、主に知的所有権法典及び税関法典を改正し、損害賠償制度及び侵害物品の差押手続を改正するとともに、税関の捜査権限を拡大するものである。

### 2 損害賠償制度の改正

知的所有権の侵害者に対しては、民事訴訟又は刑事訴訟により責任を追及できるが、民事訴訟により損害賠償を求める場合が圧倒的に多い。賠償額は、経済的損害、権利侵害者が得た利益及び精神的損害の3つの基準により裁判所が算定する。しかし、従来、裁判所は、各基準について個別に検討するのではなく、包括的に検討して賠償額を算定していたため、賠償額が不十分なものとなっていた。そこで、今後は、これら3つの基準について個別に検討して、賠償額を算定することとなった（第2条）。

さらに、経済的損害として、訴訟費用、知的所有権の価値の低下、ライセンス契約締結の機会の喪失、独占的利用権の侵害、投資（研究開発、広告宣伝等）の効果の低下等から生じる損失を考慮することとした。一方で、権利侵害者が得た利益として、知的所有権侵害により権利侵害者が節約した投資費用（知的投資、設備投資、広告宣伝投資等）を含めることとなった。

このほかに、損害賠償には、権利者の請求により、通常支払うべき知的所有権の使用料を基準とする金額を支払う方法もある。この額は、従来、当該使用料以上の額とされていたが、改正により、当該使用料を上回る額となった。

### 3 知的所有権侵害物品の差押手続の改正

知的所有権侵害が疑われる物品等の差押えには、当該物品の目録の作成による差押え（saisie descriptive）と当該物品を実際に差し押さえる現実の差押え（saisie réelle）

の2種類がある。

改正により、これらの差押えの対象が拡大された（第4条）。目録の作成による差押えについては、侵害が疑われる物品の製造又は流通に用いる設備又は道具及び侵害が疑われる役務の提供に用いる設備又は道具も差押えの対象となった。現実の差押えについては、知的所有権侵害が疑われる物、方法、役務等を差し押さえていない場合でも、これらに関する文書のみを差し押さえることができることとなった。

#### 4 税関の捜査権限の強化

##### (1) 潜入捜査の対象の拡大

税関職員は、検事局の許可を得て、関税法違反の潜入捜査を行うことができるが、このうち、知的所有権侵害の潜入捜査については、従来、著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び特許権の侵害の場合に限られていた。改正により、全ての知的所有権侵害、特に、植物新品種の育成者権、半導体の回路配置権、地理的表示等の知的所有権の侵害の場合にも潜入捜査を行うことができることとなった（第9条）。

##### (2) 知的所有権侵害物品の購入による捜査の対象の拡大

税関職員は、検事局の許可を得て、知的所有権侵害物品の購入による捜査（coup d'achat）を行うことができる。従来、当該捜査は、正犯及び共犯者を特定する目的に限られていたが、改正により、当該正犯等の関係者（知的所有権を侵害する行為の立案者、出資者、協力者等）を特定する目的でも、当該捜査を行うことができることとなった。また、潜入捜査と同様に、全ての知的所有権侵害について、当該捜査を行うことができることとなった（第10条）

##### (3) 宅配便の事業者への立入検査

インターネットを用いた通信販売の発達により、宅配便による違法物品の配送が増加している。しかし、従来、税関職員が立入検査を行うことができるのは、郵便局の集配所に限られていたため、改正により、郵便局以外の宅配便の事業者の集配所にも立ち入ることができることとなった（第12条）。

#### 5 その他の改正

通常、知的所有権侵害罪の量刑は、3年以下の拘禁刑又は30万ユーロ以下の罰金であるが、知的所有権侵害物品により、人の健康や安全を害した者は、5年以下の拘禁刑又は50万ユーロ以下の罰金に処されることとなった（第19条）。

注（インターネット情報は2014年4月18日現在である。）

(1) Loi n° 2007-1544 du 29 octobre 2007 de lutte contre la contrefaçon. 鈴木尊紘「偽造防止法の制定」『外国の立法』No.235-2, 2008.5, pp.8-9. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000258\\_po\\_02350204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000258_po_02350204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)を参照。

(2) Loi n° 2014-315 du 11 mars 2014 renforçant la lutte contre la contrefaçon.